

J R 東海労
大二運分会

交差点

No. 236
2009年 7月6日
責任者：高原弘幸
発行：教宣部

繰り返される 恣意的昇給・ボーナスカットを 許さない！！

会社は、2名の組合員に対し昇給を1乗分減額し、さらに4名の組合員には夏期手当の減率の不当なるカットを行いました。

カットされた組合員が通知書を渡した担当助役に理由を聞くと「総合的判断！」とか、中には「業務の実績！」と全く意味の解らない返答で、カットの真の理由は一切明らかにされていません。

私たちが闘ってきたボーナスカット裁判では、ボーナス査定期間中に10件以上の指摘事項でカットの対象になることが会社から明らかにされましたが、今回の査定期間中にカットされていない組合員の中にも10件以上の指摘事項がある人が多数いました。また過去にも個人面談で担当助役から指摘事項が30～40件あると言われた社員ですら当時のボーナスはカットされていませんでした。

このことから、「カットの基準などあって無いようなもの」即ち、いかに「カット自体が恣意的なものか」が如実にわかります。

この間、私たち東海労大二運分会は、書かせることのみを目的とした「時系列等報告書」反対の闘いや、個人情報である年休事由を書かない社員を会社が呼び出す行為に対して幾度も淀川労働基準監督署に足を運び、問題となっている現状を改善してきました。こうした「命令と服従」「規律と忠誠心」に基づく労務管理に抗して闘いを進めてきました。会社は、こうした労働組合の使命である職場における労働条件の改善や民主主義を守る取り組みを否定するために私たちに狙いを絞って攻撃をしているのです。

社員の皆さん！こうしたカットは個人への経済的負担を負わせることだけでは終わりません。働く労働者の意識や意欲を低下させるような、職場の安全を考えない社員管理が強化されようとしているのです。

まさに今回のボーナス・昇給カットは、私たちが闘いを創り出したことに対する報復攻撃であり、断じて許すことが出来ません！！